

苦情申立にかかる審査基準

(1) 倫理綱領にかかる項目からの審査基準

◎が標準的な処分ランク (目安)

項目		懲戒処分			
		口頭注意・指導	厳重注意	戒告	除名
【利用者に対する倫理責任】					
利用者との関係	私的な関係にあった	○	◎	○	○
	利用者への説明責任を果たしていない	○	◎		
利用者の利益の最優先	専門職の立場を私的に使用した	○	◎	○	○
	正規の報酬以外に物品や金銭を受け取った		○	◎	○
プライバシーの尊重	プライバシーの尊重が守れていない	○	◎		
	秘密の保持が守れていない	○	◎		
【実践現場における倫理責任】					
他の専門職との連携・協働	他の専門職と連携・協働ができていない	◎	○		
	連絡・調整の役割が果たせていない	◎	○		
業務改善の推進	後見業務の改善を怠った	◎	○		
	施設運営の業務改善を怠った	◎	○		
【専門職としての倫理責任】					
信用失墜行為の禁止	社会福祉士の信用を失墜する行為を行った	○	◎	○	
社会的信用の保持	社会福祉士の社会的信用を保持する行為を怠った	○	◎	○	

(2) 具体的な案件における審査基準

項目		懲戒処分			
		口頭注意・指導	厳重注意	戒告	除名
【後見人等にかかわるもの】					
手続き・調整	行政に対する不適切な手続き・調整を行った	◎	○		
	家裁に対する不適切な手続き・調整を行った	◎	○		
	その他、手続き・調整を怠った	◎	○		
説明責任	被後見人への事前説明が不十分である	○	◎		
	被後見人の家族への説明責任を果たしていない	○	◎		
報告	被後見人へ適切な報告を行っていない	○	◎		
	被後見人の家族へ適切な報告を行っていない	○	◎		
	行政へ適切な報告を行っていない	○	◎		
	家裁へ適切な報告を行っていない	○	◎		
個人情報管理	被後見人情報を漏洩した(SNS等による場合を含む)	○	◎	○	
	報告書類の管理が杜撰である	○	◎		
財産管理	預金証書等を紛失した	◎	○		
	金銭の横領をした			○	◎
【福祉サービスに関わる事項】					
説明責任	利用者への説明責任を果たしていない	○	◎		
	家族への説明責任を果たしていない	○	◎		
個人情報管理	利用者情報を漏洩した(SNS等による場合を含む)	○	◎		
	支援記録及び相談記録等の管理が杜撰である	○	◎		
	報告書類の管理が杜撰である	◎	○		
不適切な行為	利用者へ不適切な行為を行った	○	◎	○	○
	利用者の家族へ不適切な行為を行った	○	◎	○	
	行政へ不適切な手続き等を行った	◎	○	○	
信用失墜行為	関係機関に対し信用失墜行為を行った		○	◎	
	近隣との関係において信用失墜行為を行った	○	◎	○	